

## 議第36号

## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この条例において「広告主」とは、自らまたは屋外広告業者その他の者に委託することにより、広告物を表示し、または掲出物件を設置する者をいう。

第2条の次に次の3条を加える。

## （県の責務）

第2条の2 県は、この条例の目的を達成するため、広告物に関する施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、広告主、屋外広告業者および県民に対し、広告物に関する知識の普及および啓発に努めるものとする。

- 3 県は、広告物に関する施策の策定および実施に当たっては、関係行政機関および屋外広告業者で組織される団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

## （広告主および屋外広告業者等の責務）

第2条の3 広告主は、広告物の表示または掲出物件の設置およびこれらの管理（以下この条において「広告物の表示等」という。）を適正に行うとともに、広告物の表示等を委託する場合は、当該委託に係る屋外広告業者その他の者により、当該広告物の表示等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 広告主から広告物の表示等の委託を受けた屋外広告業者その他の者は、広告主と連携し、当該委託に係る広告物の表示等を適正に行わなければならない。

- 3 広告主および屋外広告業者は、県が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

## （県民の責務）

第2条の4 県民は、県が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4条第1項第6号中「、公衆電話所および公衆便所」を「および公衆電話所」に改め、同項第10号を削り、同条第2項中「道路」の右に「（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「何人も、」の右に

「道路上の」を、「の類」の右に「（第8条第1項第5号においてこれらを「電柱等」という。）」を、「もの」の右に「（以下これらを「簡易広告物」という。）」を加える。

第5条から第7条までを次のように改める。

（表示等の許可等）

第5条 広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、県の区域（大津市および第29条の2の規定の適用を受ける市町の区域を除く。）について、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で地域の区分を定めるものとする。

3 第1項の許可の基準は、前項の規定により区分された地域ごとに規則で定める。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、良好な景観を形成し、または風致を維持するため特に必要があると認めるときは、第2項の規定により区分された地域のうち、知事が指定する地域について、前項の基準を強化し、または緩和することができる。

第6条および第7条 削除

第8条第1項中「から第6条まで」を「および第5条」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 禁止物件または道路の路面に表示する広告物で、当該禁止物件または道路の効用を高めるため必要と認められるもののうち、規則で定める基準に適合するもの

第8条第1項第5号を削り、同項第6号中「前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件」を「禁止物件、道路の路面または電柱等」に、「掲出物件」を「その掲出物件」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「公益上」を「寄贈、協賛等により設置し、または管理される公益上」に、「で寄贈者名等を表示するもののうち」を「に当該寄贈、協賛等をした者の氏名等を表示する広告物またはその掲出物件で」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の3号を加える。

(7) 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件

(8) 第15条の2第1項または第7項の規定による認定を受けた広告物または掲出物件

(9) 第15条の3第1項の規定による認定を受けた広告物またはその掲出物件（以下「認定優良広告物」という。）

第8条第2項中「および第6条」を削り、同項第1号中「広告物」の右に「（次条第1項第2号において「自家用広告物」という。）」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「ため、当該開催期間中」を「ために」に改め、「掲出物件」の右に「で、規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「について表示される」を「のために表示する」に、「工事期間中に表示される」を「建設工事の期間中に表示し、もしくは設置する」に、「表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでない」を「表示する広告物で、規則で定める基準に適合する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項

第5号とし、同項第7号中「地方公共団体」の右に「その他公共的団体」を加え、「公共掲示板」を「公共的な掲示板」に改め、「広告物」の右に「で、規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 簡易広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

第8条第2項第8号を次のように改める。

(8) 表示する期間が14日以内の広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

第8条第2項第9号および第3項を削り、同条第4項中「第1項または第2項」を「前2項」に、「から第6条まで」を「および第5条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第9条中「または一の地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた際」および「または地域もしくは場所」を削り、「ついては」の右に「、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ」を加え、「または当該地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた日」を削り、「3年間は、第4条から第6条までの規定は、適用しない」を「それぞれ当該各号に定める期間は、なお従前の例による」に、「許可の」を「認定の」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 簡易広告物またはその掲出物件 1年

(2) 自家用広告物（簡易広告物を除く。）またはその掲出物件 10年

(3) 前2号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 3年

第9条に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定により既に区分されていた地域から同項の規定により他の区分された地域（以下この項において「他区分地域」という。）となつた際または同条第4項の規定により知事が指定する地域（以下この項において「知事指定地域」という。）となり、もしくは知事指定地域でなくなつた際現にこれらの地域に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件で、当該他区分地域となり、または当該知事指定地域となり、もしくは当該知事指定地域でなくなつたことにより同条第3項の基準（同条第4項の規定の適用を受けた場合の当該基準を含む。第12条において同じ。）に適合しないこととなつたものについては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該物件が禁止物件となつた」とあるのは「他区分地域となり、または知事指定地域となり、もしくは知事指定地域でなくなつた」と、「認定」とあるのは「許可または認定」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「第6条または第8条第3項の規定により」を「第5条第1項の」に改め、同項第2号中「広告物」を「許可の申請に係る広告物」に、「以下」を「次項において」に改め、「第14条第1項第2号において同じ。」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は、県内に住所または事務所もしくは事業所を有する者でなければならない。

第11条第1項中「第6条または第8条第3項の規定による」を「第5条第1項の」に改める。

第12条の見出しを「（特例許可）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の許可」

を「第5条第3項」に改め、同項を同条とする。

第13条中「第6条または第8条第3項の規定による」を「第5条第1項の」に、「規定する」を「掲げる」に改める。

第14条第1項中「第6条または第8条第3項の規定による」を「第5条第1項の」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「管理者」を「許可広告物等を管理する者」に改め、「氏名」の右に「（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）」を加え、同条第3項中「第6条または第8条第3項」を「第5条第1項」に改める。

第15条第5項中「第10条」を「第5条第3項および第4項ならびに第10条」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（公共的広告物等の認定）

第15条の2 知事は、公共的目的をもって表示され、または設置される広告物または掲出物件について、良好な景観の形成または風致の維持に支障を及ぼさず、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがない旨を認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 認定を受けようとする者の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(2) 認定の申請に係る広告物または掲出物件を管理する者（次項において「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(3) その他規則で定める事項

3 第10条第2項の規定は、管理者について準用する。

4 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。第19条第2項または第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

5 第1項の規定による認定を受けた者（以下この条において「認定表示者等」という。）は、規則で定めるところにより、定期的に、同項の規定による認定を受けた広告物または掲出物件（以下「認定公共的広告物等」という。）の管理の状況について、知事に報告しなければならない。

6 認定表示者等は、第2項第1号および第2号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

7 認定表示者等は、認定公共的広告物等について改装または改造をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装または改造については、この限りでない。

8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第5項中「同項」とあるのは、「第7項」と読み替えるものとする。

（優良広告物の認定）

第15条の3 知事は、優良な意匠を有する広告物またはその掲出物件であつて、特に良好な景観の形成に寄与し、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないと認められるものを優良広告物として認定することができる。

2 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。第19条第4項の規定によりこれを取り消そうとするときも、同様とする。

3 前条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による認定について準用する。この場合において、同条第4項中「第3項」とあるのは、「第4項」と読み替えるものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(点検義務)

第16条の2 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、当該広告物または掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物または掲出物件については、この限りでない。

2 前項に規定する者は、規則で定める広告物または掲出物件についての同項の点検を法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者（第25条第1項第1号において「試験合格者」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者（以下この項において「有資格者」という。）に行わせなければならない。ただし、前項に規定する者が有資格者である場合において、自ら当該点検を行う場合は、この限りでない。

第17条第1項中「より許可」の右に「もしくは認定」を加え、「日、第19条」を「日、同条」に、「第9条」を「第9条第1項または第2項」に、「同条の規定による」を「同条第1項各号（同条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同条第2項中「許可広告物等」の右に「、認定公共的広告物等または認定優良広告物」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第17条の2 知事は、この条例に違反した広告物または掲出物件（以下「違反広告物等」という。）を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、当該違反広告物等の表示もしくは設置の停止を勧告し、または5日以上を定め、当該違反広告物等の除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(違反広告物等である旨の表示)

第17条の3 知事は、前条の規定による勧告（以下この条および次条において「勧告」という。）を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

2 知事は、勧告をしようとする場合において違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者を過失がなく確知することができないときは、規則で定めるところにより、当該

違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

- 3 知事は、第1項の規定による表示をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第18条第1項を次のように改める。

知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

第18条第2項中「前項」を「前2項」に、「広告物」を「違反広告物等」に、「当該掲出物件を設置する者またはこれらを」を「設置し、または」に、「は、これらの除却」を「（勧告をすべき者を過失がなく確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、これらの措置」に改め、同項ただし書中「期限を」を「期間を」に、「これらを設置する者」を「当該掲出物件を設置し、」に、「期限まで」を「期間内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、5日以上期間を定め、当該違反広告物等の除却その他公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第19条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「第6条、第8条第3項」を「第5条第1項」に、「規定による許可」を「許可」に改め、同条第1号中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第15条の2第1項もしくは第7項または第15条の3第1項の規定による認定（以下この項においてこれらを「認定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 第15条の2第2項（同条第8項または第15条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する申請書に虚偽の記載があつたとき。
- (2) 認定を受けた者が第15条の2第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合または第15条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- (3) 認定を受けた者が第15条の2第6項（同条第8項または第15条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つたとき。

- 3 知事は、前項に規定する場合のほか、第15条の2第1項または第7項の規定による認定を受けた者が前条第1項の規定による知事の命令に従わず、認定公共的広告物等（第15条の2第7項の認定に係る広告物または掲出物件を含む。）が良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたときは、これらの認定を取り消すことができる。

- 4 知事は、第2項に規定する場合のほか、認定優良広告物が特に良好な景観の形成に寄与しな

くなつたと認められ、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたときは、第15条の3第1項の規定による認定を取り消すことができる。

第20条を次のように改める。

#### 第20条 削除

第21条の見出しを「（広告物の表示等をする者等に対する報告徴収および立入検査）」に改め、同条第1項中「良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、」を「この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、または」に、「または関係者」を「もしくは関係者」に改める。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令の規定により規格もしくは基準が定められている広告物または掲出物件として規則で定めるもののみの表示または設置を行う営業を営もうとする場合は、この限りでない。

第25条第1項第1号を次のように改める。

#### (1) 試験合格者

第25条第2項第2号中「設置に係る」を「掲出物件の設置に係る」に改める。

第26条の2第1項第4号中「これ」を「これら」に改める。

第26条の4の見出しを「（屋外広告業を営む者に対する報告徴収および立入検査）」に改める。

第27条第1項中「許可または」を削り、同項ただし書を削る。

第28条第1項第1号中「第5条および第6条の規定による指定をし」を「第5条第2項の地域の区分もしくは同条第3項の基準を定め」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「知事が第8条第1項」に改め、「ならびに第12条第1項」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 知事が第5条第4項の規定により地域の指定をし、もしくは同項の規定により同条第3項の基準を強化し、もしくは緩和し、またはこれらを変更しようとするとき。

第29条中「第5条および第6条の規定による指定をし」を「第5条第4項の規定により地域の指定をし、もしくは同項の規定により同条第3項の基準を強化し、もしくは緩和し」に改める。

第29条の2第2項中「第3条から第6条までおよび第8条」を「第2条の2から第5条まで、第8条から第19条までおよび第20条の2」に改める。

第31条第2項中「第20条第1項」を「第18条第1項または第2項」に改め、同条第3項第1号中「から第6条まで」を「または第5条第1項」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条の2第7項の規定に違反して認定公共的広告物等を改装し、または改造した者

第31条第4項第1号中「よる」の右に「報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または」を加え、「または」を「もしくは」に改める。

## 付 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 改正後の滋賀県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第28条第1項の規定による滋賀県景観審議会の意見の聴取およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

## (経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の滋賀県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第6条または第8条第3項の規定によりされた許可は、新条例第5条第1項の規定によりされた許可とみなす。この場合において、当該みなされた許可の期間は、従前の許可の期間の満了の日までとする。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定に基づいてされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 前項の規定により新条例第5条第1項の許可の申請とみなされた旧条例第6条または第8条第3項の許可の申請（付則第8項において「みなし申請」という。）に係る滋賀県屋外広告物条例第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）または同条第2項に規定する掲出物件（以下「掲出物件」という。）についての新条例第5条第1項の許可の基準は、同条第3項および第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に適法に表示され、または設置されている屋外広告物または掲出物件（次項に規定する簡易広告物（新条例第4条第3項に規定する簡易広告物をいう。以下この項および次項において同じ。）またはその掲出物件を除く。）で、新条例第5条第1項の規定により新たに許可を要することとなるものについては、次の各号に掲げる屋外広告物または掲出物件の区分に応じ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）からそれぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に新条例の規定による許可または認定の申請があった場合において、当該期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、その処分がされる日までの間）は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 簡易広告物またはその掲出物件 1年
  - (2) 新条例第8条第2項第1号に規定する自家用広告物（簡易広告物を除く。）またはその掲出物件 10年
  - (3) 前2号に掲げる屋外広告物または掲出物件以外の屋外広告物または掲出物件 3年
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定の適用を受けている簡易広告物またはその掲出物件（当該簡易広告物またはその掲出物件に係る同条に規定する日から施行日までの年数（その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を3年から控除した



残余の年数が1年を超えるものに限る。)で、新条例第5条第1項の規定により新たに許可を要することとなるものについては、施行日から当該残余の年数を経過する日までの間(当該期間内に新条例の規定による許可または認定の申請があった場合において、当該期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、その処分がされる日までの間)は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 付則第3項の規定により新条例第5条第1項の許可とみなされた旧条例第6条もしくは第8条第3項の許可またはみなし申請に対してされた新条例第5条第1項の許可に係る屋外広告物または掲出物件であって、同条第3項の基準(同条第4項の規定の適用を受けた場合の当該基準を含む。)に適合しないものに係る新条例第15条第2項の許可の基準については、付則第6項各号に掲げる屋外広告物または掲出物件の区分に応じ、施行日からそれぞれ当該各号に定める期間は、同条第5項において準用する新条例第5条第3項および第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 新条例第10条第2項(新条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる新条例第5条第1項または第15条第1項もしくは第2項の許可の申請に係る屋外広告物または掲出物件の管理を行う者について適用する。
- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 12 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(9)の項オ中「第6条および第8条第3項」を「第5条第1項」に改め、同項カ中「第8条第4項」を「第8条第3項」に改め、同項中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同項ニ中「ナ」を「フ」に改め、同項ニを同項へとし、同項ナ中「よる」の右に「報告および資料の提出の要求ならびに」を加え、同項中ナをフとし、チからトまでをネからヒまでとし、ネの前に次のように加える。

ヌ 条例第19条第2項から第4項までの規定による認定の取消し	
--------------------------------	--

別表(9)の項ソおよびタを削り、同項セ中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同項セを同項ニとし、同項ス中「第18条第2項」を「第18条第3項」に、「広告物」を「措置の実施」に改め、「掲出物件の除却ならびに」を削り、同項スを同項ナとし、同項ナの前に次のように加える。

ト 条例第18条第2項の規定による必要な措置の命令	
---------------------------	--

別表(9)の項シ中「必要な」を「勧告に係る」に改め、同項シを同項テとし、同項テの前に

次のように加える。

- タ 条例第17条の2の規定による必要な措置の勧告
- チ 条例第17条の3第1項および第2項の規定による表示
- ツ 条例第17条の3第3項の規定による意見を述べる機会の付与

別表(9)の項中サをソとし、ケの次に次のように加える。

- コ 条例第15条の2第1項および第15条の3第1項の規定による認定
- サ 条例第15条の2第4項(同条第8項において準用する場合および条例第15条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表
- シ 条例第15条の2第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合および条例第15条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理
- ス 条例第15条の2第6項(同条第8項および条例第15条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出の受理
- セ 条例第15条の2第7項の規定による改装および改造の認定